

2014年2月18日
日本銀行

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）第13条の規定（預金保険法の一部改正）の施行等に行うものです（本日決定された「貸出増加支援資金供給等の制度見直しの骨子」に関するものではありません）。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「国庫短期証券売買基本要領」（平成11年10月27日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」（平成10年12月15日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「国債売買基本要領」（平成11年3月25日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「手形売出基本要領」（平成12年4月27日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。

7. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。
8. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成22年5月10日決定）を別紙9のとおり一部改正すること。
10. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙10のとおり一部改正すること。
11. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙11のとおり一部改正すること。
12. 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙12のとおり一部改正すること。
13. 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」（平成23年12月21日決定）を別紙13のとおり一部改正すること。
14. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成23年4月28日決定）を別紙14のとおり一部改正すること。
15. 「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日決定）を別紙15のとおり一部改正すること。
16. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）を別紙16のとおり一部改正すること。
17. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」（平成24年4月10日決定）を別紙17のとおり一部改正すること。
18. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙18のとおり一部

改正すること。

19. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙19のとおり一部改正すること。
20. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙20のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 上 口 (03-3277-2800)
二 宮 (03-3277-3768)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「国庫短期証券売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「国債売買基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「手形売出基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中
一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第 4 号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」 中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~ および~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（4）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

（3）証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション
基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、東日本大震災にかかる被災地（東日本大震災に関し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けている地域(ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。)をいう。以下同じ。)の金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

○ 2. (1) を横線のとおり改める。

(1) 貸付先となる条件は以下のとおりとする。

~~イ、金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~または~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~であること

次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）であること

（イ）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（ロ）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

(ハ) 証券金融会社（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）

(ニ) 短資業者（日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。）

ロ、略（不変）

ハ、略（不変）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金
供給基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

~~金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）~~、~~金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）~~、~~証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）~~、~~短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）~~および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

次の（1）から（5）までのいずれかに該当する先（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）

（2）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）

(3) 証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）

(4) 短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(5) 株式会社日本政策投資銀行

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 貸付利率

貸付利率は、基本要領6. (1)の規定にかかわらず、貸付実行後、当初6か月間は、貸付の通知日における米ドルの6か月物LIBOR(英国銀行協会が公表する~~London InterBank Offered Rate~~をいう。以下同じ。)を適用し、それ以降返済期日までの間は、6か月経過時における米ドルの6か月物LIBORを適用する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金
供給基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。）および株式会社日本政策投資銀行のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

東日本大震災の発生を踏まえ、今後の被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除く。以下同じ。）の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1.）および「企業の信用判定基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 2.）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第 13 条の規定の施行の日から実施する。

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」 中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先

以下のいずれかの条件を満たす者のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

(1) 略 (不変)

- (2) 指定金融機関でない当座勘定取引の相手方のうち、金融機関(~~日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)~~、~~金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)~~、~~証券金融会社(日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)~~または~~短資業者(同項第4号に規定する者をいう。)~~次のイ、からニ、までのいずれかに該当する先(ただし、整理回収機構、預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行および同法第126条の34第3項第5号に規定する特定承継金融機関等を除く。)であること。

イ、金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。)

- ロ、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）
- ハ、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）
- ニ、短資業者（日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいう。）

(附則)

この一部改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律第13条の規定の施行の日から実施する。